

「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針について」等の改正について

平成20年5月
政策統括官付複合物流室

1. 背景

貨物利用運送事業法に基づき、貨物利用運送事業を經營しようとする者は国土交通大臣の登録や許可等を受ける必要があり、登録や許可等の審査基準は「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針について」等において規定されています。

近年、荷主の物流ニーズが高度化・多様化し、これに対応した物流サービスを提供する貨物利用運送事業者の役割が高まっている状況の中、貨物利用運送事業法制度の運用についてどのような改善方策があるのかについて、外部有識者や事業者からなる「貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会」を設置し、昨年6月から本年3月までの間に4回の会合を開催し、所要の検討を進めてきました。

今般、検討委員会での議論を踏まえて、登録や許可等の際の要件の緩和や申請者負担の軽減を図り、事業者の創意工夫による自由で迅速な事業展開を一層促進するため、上記の審査基準を改正することとしました。

2. 改正する審査基準

- ・貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針について（平成15年3月18日国総貨複第194号）（政策統括官通達。以下「基本通達」）
- ・「貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理方針等について」の細部の取扱について（平成15年3月28日国総貨複第223号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「細部通達」）
- ・貨物自動車運送に係る貨物利用運送事業の登録の申請及び約款の認可申請等の処理について（平成15年3月18日国総貨複第199号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「自動車通達」）
- ・鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について（平成15年3月18日国総貨複第198号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「鉄道通達」）
- ・内航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について（平成17年4月21日国総貨複第22号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「内航通達」）
- ・外航運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について（平成17年4月21日国総貨複第23号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「外航通達」）
- ・航空運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請並びに約款の認可申請等の処理について（平成15年3月18日国総貨複第197号）（総合政策局複合貨物流通課

長通達。以下「航空通達」)

- ・貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定（変更）届出書の取扱について（平成15年3月18日国総貨複第201号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「運賃通達」)
- ・貨物利用運送事業の承継の届出並びに譲渡し及び譲受け等に係る認可申請の処理について（平成15年7月7日国総貨複第45号）（総合政策局複合貨物流通課長通達。以下「承継通達」)

3. 概要

（1）参入要件の緩和

- ①第二種事業について、経常収支の健全性の要件を廃止する。（基本通達、細部通達、鉄道通達、内航通達、外航通達、航空通達）
- ②第二種事業の集配自動車について、集配拠点毎に2両以上配置としている要件を廃止する。（基本通達、細部通達、鉄道通達、内航通達、外航通達、航空通達）

（2）事業計画記載内容の簡素化等

- ①内航運送及び航空運送について、運送区間の記載を簡素化する。（内航通達、航空通達）
- ②内航運送について、業務の範囲における取扱品目の記載を廃止する。（内航通達）
- ③航空運送について、国内宅配の重量制限を廃止する。（運賃通達）

（3）外国人事業者の利便性向上

- 外航海運や国際航空の外国人事業者について、譲渡し・譲受けや合併・分割等の認可規定がないため、現に事業を営んでいる外国人事業者の申し入れにより事前の審査を行うことができるようにする。（承継通達）

（4）申請書類の縮減・事務の効率化

- ①営業所や保管施設等について、施設の見取図・平面図の添付を不要とし、使用権原を証する書類として賃貸借契約書等に代えて宣誓書とする。（基本通達、細部通達、自動車通達、鉄道通達、内航通達、外航通達、航空通達）
- ②一般貨物と併用の集配営業所・車庫、事業用自動車について、施設の見取図・平面図、使用権原を証する書類の添付を不要とする。（細部通達、鉄道通達、内航通達、外航通達、航空通達）
- ③運送に関する契約書等について、申請当初は契約書の案の添付し事後に契約書を添付することを認める。（基本通達、細部通達、自動車通達、鉄道通達、内航通達、外航通達、航空通達）
- ④集配委託事業者に関する情報について、行政と申請者との間で情報を共有化することにより審査作業の省力化を図る。また、合併等の際の集配事業計画の変更について柔軟な対応を行う。（細部通達、承継通達）

4. スケジュール（予定）

平成20年7月を目途に上記審査基準を改正する予定です。